

## バイオマス比率算定に係るごみ質等分析業務委託仕様書

### （本仕様書の適用範囲）

第1条 本仕様書は、「バイオマス比率算定に係るごみ質等分析業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

### （本業務の目的）

第2条 本業務は、総合環境センター溶融施設から発生した余剰電力の売却に当たって必要となるバイオマス比率を算定するため、ごみ質等の分析を行うことを目的とする。

### （試料の採取場所）

第3条 本業務における試料の採取は、秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内にある総合環境センター溶融施設5階の別添図面により示した場所とする。

### （履行期間）

第4条 本業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （成果品）

第5条 本業務の成果品は、次によるものとする。

（1）分析結果の報告書（A4版を各回の分析毎に1部）

ア ごみ質（元素分析） 年2部

イ ごみ質（採取・乾燥・分類） 年12部

（2）すべての分析業務完了後、各回の報告書を整理した業務報告書2部

およびその電子ファイル（PDF形式）1部

### （法令の遵守）

第6条 受託者は、本業務を実施するに当たり、各種の関係法令等を遵守しなければならない。

### （費用の負担）

第7条 本業務における試料採取および分析等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

### （再委託）

第8条 本業務における第三者への再委託については、禁止とする。

### （検査）

第9条 受託者は、本業務の完了後、所定の手続を経て発注者の検査を受けるものとする。この場合において、成果品の提出後、記入漏れ、不備又は誤りが発見されたときは、受託者は、直ちに責任をもって訂正の上、再提出するものとする。

2 本業務は、検査合格をもって完了とする。

(機密の保持)

第10条 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。本契約期間満了後においても、同様とする。

(業務の遂行)

第11条 受託者は、業務委託契約書および本仕様書に基づき業務を遂行しなければならない。

(実施時期および数量等)

第12条 本業務における各回の実施時期については、受託者があらかじめ選定を行い発注者に確認するものとし、数量については、別紙1「分析項目一覧表」のとおりとする。

(試料採取および分析の方法)

第13条 本業務における試料採取および分析の方法については、別紙2「試料採取および分析方法一覧」のとおりとし、特に定めのない事項については、日本産業規格(JIS)および環境省が定めるマニュアル等に準ずるものとする。

(調査結果の記録および報告)

第14条 受託者は、次の事項を記録し、各回の分析終了後、結果を書面で委託者に報告するものとする。

- (1) 採取した試料の重量 単位：グラム
- (2) 採取した試料の体積（容器の容積で可とする。） 単位：立方メートル
- (3) 絶乾後の試料の重量 単位：グラム
- (4) 分析結果
- (5) 分析方法
- (6) 報告下限値
- (7) その他、特記事項等

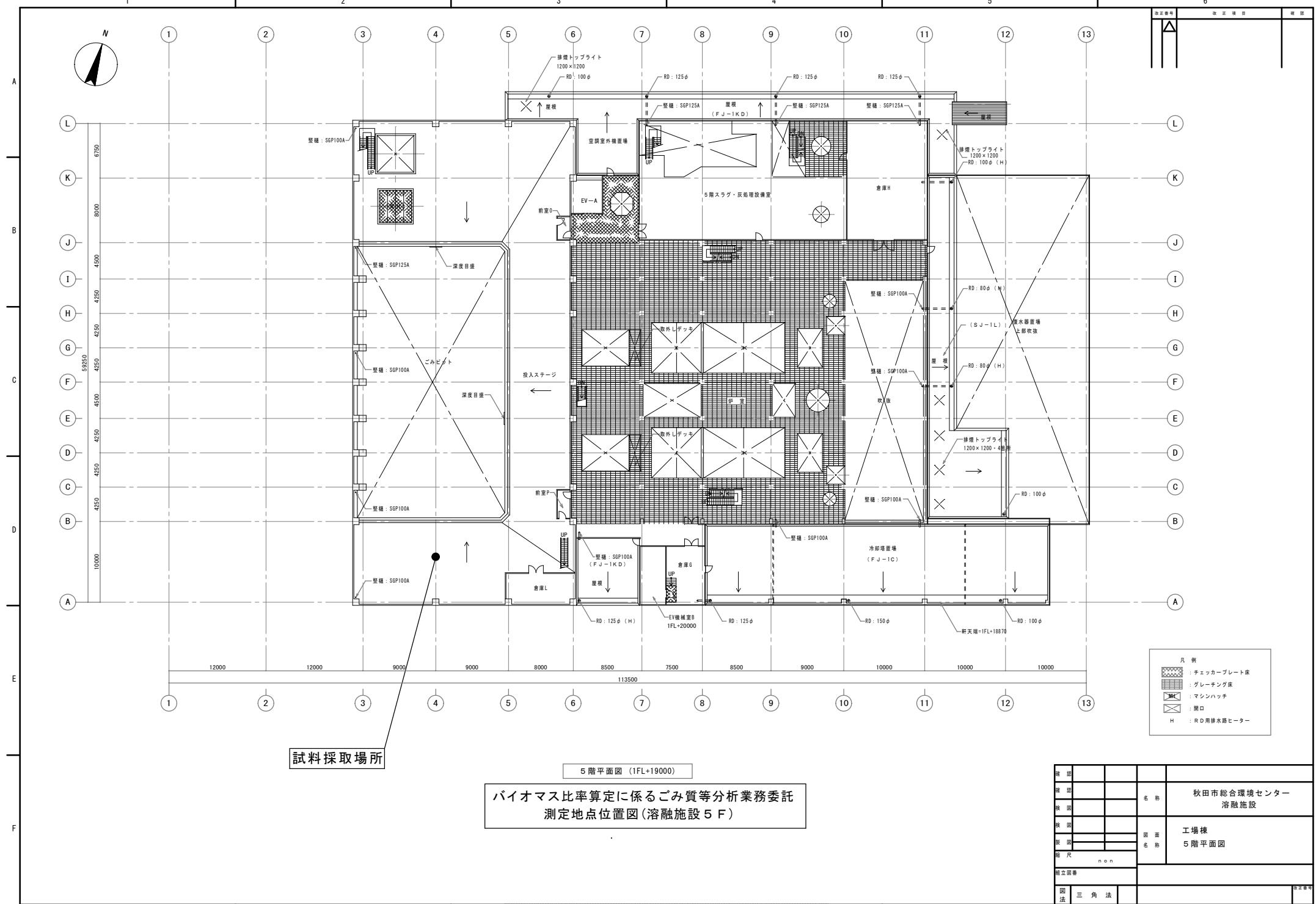
(安全対策)

第15条 受託者は、本業務実施中における安全確保のため、事前に試料の採取者等へ次の注意事項を踏まえた適切な指示を行うとともに作業場所に応じた保護具等の着用を徹底させること。

- (1) 試料採取場所における単独作業の実施は、危険であること。
- (2) 試料採取場所は、ヘルメット、防護マスクおよび手袋等の保護具を装着するべき場所であること。
- (3) 試料採取場所は、酸素濃度の低下および一酸化炭素等の有害ガスが発生するおそれがあるため、必ず有害ガス等を測定する機器を携帯するとともに、異常が認められた場合は、速やかに退避すること。

(協議)

第16条 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、発注者、受託者双方で協議し、決定するものとする。



## 分析項目一覧表

## 元素分析

(単位:回)

項目	貝・骨類	繊維類	草・わら類	木・竹類	動植物性食品類	プラスチック類	紙類	ゴム・皮革類
可燃分	2	2	2	2	2	2	2	2
灰分	2	2	2	2	2	2	2	2
高位発熱量	2	2	2	2	2	2	2	2
低位発熱量	2	2	2	2	2	2	2	2
水素	2	2	2	2	2	2	2	2
塩素	2	2	2	2	2	2	2	2
硫黄	2	2	2	2	2	2	2	2
窒素	2	2	2	2	2	2	2	2
酸素	2	2	2	2	2	2	2	2
炭素	2	2	2	2	2	2	2	2
検体前処理	2	2	2	2	2	2	2	2

## 採取・乾燥・分類

(単位:回)

項目	回数	分類										
採取	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
乾燥	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
分類	12	ガラス・陶器類	金属類	貝・骨類	繊維類	草・わら類	木・竹類	動植物性食品類	土砂・砂類	プラスチック類	紙類	ゴム・皮革類

※ 採取・分類・乾燥については各回とも採取試料量 ( g ) 、採取試料体積 ( m<sup>3</sup> ) および絶乾後試料量 ( g ) を報告書に記載すること。

## 試料採取および分析方法一覧

元素分析			
項目	単位	報告下限値	分析方法
水分	%	0.01	環整95号（昭和52年11月4日）厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達別紙2-I
可燃分	%	0.01	環整95号（昭和52年11月4日）厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達別紙2-I
灰分	%	0.01	環整95号（昭和52年11月4日）厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達別紙2-I
高位発熱量	kcal/kg湿	10	廃棄物分析法 ごみ編
低位発熱量	kcal/kg湿	10	廃棄物分析法 ごみ編（実測法）
水素	%湿	0.01	廃棄物分析法 ごみ編
塩素	%湿	0.01	廃棄物分析法 ごみ編
硫黄	%湿	0.01	廃棄物分析法 ごみ編
窒素	%湿	0.01	廃棄物分析法 ごみ編
酸素	%湿	0.01	廃棄物分析法 ごみ編
炭素	%湿	0.01	廃棄物分析法 ごみ編

採取・乾燥・分類			
項目	単位	報告下限値	分析方法
採取	—	—	環整95号（昭和52年11月4日）厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達別紙2-I
乾燥	—	—	環整95号（昭和52年11月4日）厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達別紙2-I
分類	%	0.01	環整95号（昭和52年11月4日）厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達別紙2-I